

中央区放課後等デイサービス補助対象事業者募集要項

1 募集の趣旨

障害児が増加しているなかで、学齢期の重症心身障害児（医療的ケア児を含む）に対し、生活能力の向上に必要な訓練を提供するとともに、社会との交流を支援するため、区の補助制度を活用して、当該児童を対象とした指定放課後等デイサービス事業所を新たに開設及び運営を行う事業者を募集します。

2 募集施設

(1) 内容

重症心身障害児(医療的ケア児を含む)を対象とする指定放課後等デイサービス事業所

(2) 開所日及び開所時間（サービス提供時間）

以下を基本とし、同等以上の運営とします。

月曜日から金曜日 授業終了後から午後5時半

土曜日及び長期休暇等の学校休業日 午前9時半から午後3時半

閉所日 日曜日・祝日及び年末年始（12/29から1/3）

(3) 開設場所

中央区内

(4) 定員

5名以上

(5) 募集数

1事業所

(6) 開設時期

令和9年4月まで

3 募集対象事業者

次の(1)から(3)までの条件をすべて満たす事業者を今回応募可能な事業者とします。

(1) 主体

法人格は次のいずれかとします。

ア 社会福祉法人

イ 医療法人

ウ 特定非営利活動法人

エ 一般社団法人、一般財団法人

オ 会社法第2条第1号に規定する株式会社

(2) 事業実績

主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所の運営実績が

令和8年7月1日時点で1年以上あること。

(3) 以下の項目に該当しないこと。

- ア 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる法人
- イ 会社更生法、民事再生法等により更正又は更正手続をしている法人
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同項を準用する場合を含む。）の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている法人
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人
- オ 国税・地方税を完納していない法人
- カ 施設の管理に当たり資格、免許等が必要な場合において、当該資格を有していない法人
- キ 児童福祉法第21条の5の15第3項に該当し、東京都の指定を受けることができないもの。

4 整備条件・運営条件

(1) 遵守する法令等

- ア 児童福祉法
- イ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ウ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
- エ 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- オ 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- カ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準
- キ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
- ク 放課後等デイサービスガイドライン
- ケ その他関係法令及び条例等

(2) 条件

ア 中央区民の優先

本補助事業は、中央区単独の事業として行いますので、当該事業所に通所する障害児は中央区民を優先し、運営費補助対象児童は中央区民のみとします。

イ 送迎の実施

利用児童の居宅等または当該利用児童が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行うこととします。

5 開設準備に係る経費補助

事業所の開設に要する費用の一部を、区の予算の範囲内において補助します。補助対象経費は次の(1)に掲げるもので、(2)に示す期間内に発生したものについて1回限りとします。なお、国や都から同様の補助が受けられる場合は優先し、国や都の補助の対象となった場合は、その対象となった金額を減額し支給又は返還するものとします。

(1) 対象となる経費及び補助額

ア 事業所開設に必要な施設改修に係る経費

補助対象事業に供するための物件に係る工事費用について、1,800万円を対象経費上限額とし、実際にかかった費用の15/16を補助します。

イ 事業所借り上げのための開設前賃借料（賃借料、共益費、礼金及び駐車場代）

補助対象事業に供するために賃借した物件の賃借料、共益費、礼金及び駐車場代について、1か月100万円を対象経費上限額とし、実際にかかった費用の3/4を最大3か月補助します。

ウ 児童の送迎のために購入した送迎車購入費

障害児等を送迎するための福祉車両の購入費について、400万円を上限額とし、実際にかかった費用を補助します。（車両の台数は問いません）

エ 事業所開設に必要な備品購入費（OA機器・医療機器・事務用品等）

補助対象事業に供するために、パソコン、プリンタその他OA用品、事務机等の事務用品及びベッドや医療機器等の必要な備品を購入した費用について、200万円を上限額とし、実際にかかった費用を補助します。

(2) 対象期間等

ア 指定放課後等デイサービス事業所としての指定日の前日までの期間に発生した費用に限ります。

イ 礼金は賃貸借契約終了時に返還されない場合に限ります。

(3) 開設準備経費補助についての留意事項

本公募に基づいて整備する施設は、中央区がやむを得ないと認める事情のある場合を除き、開所から10年間は継続して事業を実施するものとします。

なお、開設からの運営期間が10年に満たないうちに事業所の都合により当該事業を廃止した時は、区の定める割合で補助金の返還が生じます。また、区が運営状況が良好でないと判断した場合は補助を継続しないこととし、開設からの運営期間が10年に満たない場合は、同様に開設準備経費の返還が生じます。

開設準備経費補助を受けたにも関わらず事業所を開設できなかった場合も、補助金の返還が生じます。

6 事業運営に係る経費補助

事業所の継続的な運営に必要な下記の(1)～(5)の補助をします。

(1) 欠員補助

利用児童の急な体調不良等に伴う欠席などにより、利用人数が定員に満たない場合に、重症心身障害児の国給付費相当を一定程度補助します。

(2) 医療的ケア児補助

重症心身障害児でない医療的ケア児を受け入れた場合の当該利用児童に係る国給付費が重症心身障害児よりも低額となる場合の差額分を補助します。

(3) 介護タクシー等補助

障害児の通所手段を確保するために介護タクシーを利用して送迎をした場合は、1人当たり片道4,470円までを、自社所有車を利用して送迎をした場合は、車両1台当たり2,000円を補助上限額の範囲内で補助します。

(4) 看護師等補助

営業時間において、人員等基準に規定する看護職員を1人配置した上で、看護師若しくは准看護師を配置した日又は人員等基準に規定する機能訓練担当職員を1人配置した上で、理学療法士若しくは作業療法士を配置した日につき、補助上限額の範囲内で、当該開所日の通所人数1人につき3,500円を補助します。

(5) 賃借料補助

補助対象事業に供するために賃借している物件の賃借料及び駐車場の賃借料について、1か月当たり100万円を補助対象上限額とし、実際にかかった費用の3/4を補助します。

7 応募手続き

(1) 募集期間

令和8年7月6日(月)から同年8月17日(月)午後5時まで

(2) 応募者説明会

日時 令和8年7月16日(木) 午後1時30分

場所 中央区役所 8階第4会議室 中央区築地1-1-1

(1団体につき2名までとし、参加希望事業者は令和8年7月15日(水)までに電子メールで①事業者名、②参加人数、③参加者名を記載の上、申し込むこと)

申込先: syo-fuku_03@city.chuo.lg.jp

(3) 募集に関する質問の受付

ア 受付期間

令和8年7月16日(木)から同年7月21日(火)まで

イ 受付方法

質問書をWord形式のファイルで作成の上、電子メールに添付にて送信すること

ウ 回答方法

令和8年7月23日(木)以降に、区ホームページで公開します。なお、公開にあたっては質問した法人名は公表しません。

8 提出書類

書類名	指定様式	正本	副本
中央区放課後等デイサービス補助対象事業者応募申請書	様式1	1部	8部
法人定款（最新のもの）	—	1部	—
法人登記事項証明書及び法人代表者の印鑑証明書 （3か月以内に発行された原本）	—	1部	—
事業者概要 法人概要及び理念等 従業者数 役員（理事）名簿（最新のもの） 運営実績等 事業報告書（最新のもの） 事業計画書（最新のもの）（予算書を含む） 資産目録（最新のもの）	様式2-1 " 様式2-2 様式2-3 — — —	1部	8部
決算関係書類（直近3年間の決算書類） 損益計算書、貸借対照表及び収支計算書、国税及び地方税納 税証明書（直近3年間未納税額がないことの証明）	—	1部	—
普通預金・当座預金等の残高証明書（令和8年7月1日現在）	—	1部	—
事業計画書 事業実施場所、利用定員、開所日、職員体制、協力予定医療 機関、開設準備経費、収支計画書	様式3 様式A 様式B	1部	8部
企画提案書 運営方針、職員体制、児童発達支援管理責任者（予定者）、障 害児及び家族への支援 等	様式4	1部	8部
誓約書	様式5	1部	—

9 提出方法

（1） 提出部数及び提出上の注意事項

- ア 事業計画書及び企画提案書は、できるだけ具体的かつ簡潔にまとめ、A4縦型・横書き左綴じで、正本1部のほか副本8部を、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けてファイルに綴じて提出してください。
- イ 正本は、表紙及び背表紙に、タイトル及び法人名を記入してください。
- ウ 副本は、応募事業者が特定できるような名称・ロゴマークは使用しないでください。

（2） 提出先

提出書類の有無等の確認を行いますので、原則として中央区役所障害者福祉課（中央区役所4階）までご持参ください。提出に際しては、事前に電話連絡の上、提出日時を定めてご来庁ください。（連絡先 障害者福祉課給付指導係 03-3546-

5697 (直通))

(3) 提出受付期間

令和8年7月31日(金)から令和8年8月17日(月)までの土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで

10 応募に際しての留意事項

(1) 著作権の帰属等

応募書類及び提案書の著作権は、応募事業者に帰属します。ただし、運営事業者に決定された法人の応募書類については、施設の運営内容を公表する場合その他必要な場合は、当該法人と協議の上、区がその一部又は全部を無償で使用できるものとし、ます。

(2) 費用負担

提出書類の作成等応募に際して必要な費用は、応募事業者の負担とします。

(3) 追加書類の提出

区が必要と判断した場合には、追加書類の提出を認め、または、求める場合があります。

(4) 提出後の提出書類の修正又は変更は認めません。ただし、事業実施場所に関する資料及び記載については提案説明の時まで修正又は変更できるものとし、また、上記(3)により追加提出を認めます。

(5) 提出書類等の返却は行いません。

11 選定方法

補助対象事業者の決定は、中央区放課後等デイサービス事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類及びヒアリング等の内容を総合的に審査し、最も適していると認められる事業者を選定したうえで区長が決定します。

(1) 審査方法

提出された応募書類（企画提案書等）に基づき、応募事業者による提案説明（プレゼンテーション）及びヒアリングを実施し、選定委員会による審査を行います。なお、提案説明時は、事業実施場所に関する資料及び記載の修正又は変更を除き、応募の際に提出した書類以外の新たな資料の提出はできません。

また、応募書類提出後から提案説明の日までの間に、応募事業者が既に運営する指定放課後等デイサービス事業所のうち区が指定する事業所について区職員が運営状況の確認のために別途日程調整の上、現地見学をさせていただきます。

提案説明（ヒアリング）日時：9月3日（木）午前

(2) 選定

応募事業者が複数あった場合は、評価の最も高い事業者を補助対象事業者とします。ただし、選定委員会における評価が最低基準に達しなかった場合は、補助の対象と

しません。

(3) 審査結果通知

応募事業者に対して、文書にて通知いたします。

(4) 決定後のスケジュール(予定)

令和8年9月下旬 運営事業者決定

令和8年12月28日まで 東京都指定協議説明会への参加
東京都へ事業所指定申請書類提出※区への事前相談後

令和9年4月1日まで 事業所指定・開設

12 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 参加資格を満たさなくなった場合

(3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

(4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合

(5) 応募する法人の関係者が、3 募集対象事業者 に掲げる条件を満たさないことが明らかになった場合。

(6) 上記(1)から(5)までに定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

13 その他留意事項

(1) 事業者決定後の、物件の賃貸契約・東京都指定協議説明会への参加・指定の申請等は全て決定事業者が行うこととします。

(2) 事業所の開設にあたっては、近隣住民に対して、事前に十分な説明を行うとともに誠実な対応をしてください。

(3) 「5 開設準備に係る経費補助」及び「6 事業運営に係る経費補助」については、補助金の交付申請及び実績報告書等の区の指定する手続きが別途必要となります。

14 問合せ先

〒104-8404 東京都中央区築地1-1-1 中央区役所4階

中央区福祉保健部障害者福祉課給付指導係

電話番号：03-3546-5697

E-mail：syo-fuku_03@city.chuo.lg.jp